

令和6年 第11回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和6年11月8日（金）午前9時34分～		
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第3会議室		
3. 委員総数	12名		
4. 出席した委員（10名）	1番 佐々木純子	3番 佐々木鋼記	
	5番 齋藤一成	6番 巴 朋之	
	7番 須藤孝子	8番 須田 久	9番 佐藤久美子
	10番 森 孝良	11番 遠藤 豊	12番 小林 豊
	（傍聴人 推進委員 伊藤盛雄）		
5. 欠席した委員（2名）	2番 加藤朋光	4番 須田貴志	
6. 総会議長	会長 小林 豊		
7. 議事録署名委員	10番 森 孝良	1番 佐々木純子	
8. 出席した事務局職員	事務局長 小森俊英	副主幹班長 村上裕子	
	副主幹 齊藤雄介		
9. 議事日程	第1 議事録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議		
報告第15号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【2件】		
議案第31号	農地法第3条第1項目的の買受適格証明の件について ・・・【4件】		
議案第32号	農地法第3条の規定による賃借権設定の件について ・・・【1件】		

議案第 33 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定
について
・・・【33件】

◆事務局長

ただ今より、令和6年第11回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(開会 午前9時34分)

◇会長

おはようございます。

先日の農業委員会大会お疲れさまでした。今年は開催地が遠方ということで、一泊しながら参加してまいりました。秋の収穫も落ち着いたところで、皆さんお疲れのところだったんですけども、良い2日間となったのではないかと思います。

大会では、秋田県農業会議会長表彰もありまして、当委員会から3名が受賞しております。本日出席の伊藤推進委員も受賞されましたが、残念ながら土地改良大会と重なり出席はできませんでした。改めてお祝い申し上げます。

さて、今年の作柄は「やや良」という発表がありましたが、その実感はありません。概算金がかここ数年と比較して高値となりまして喜ばしいことではありますが、反面、収量が上がらない理由が、昨年と同じものなのか違うところにあるのか、検証が必要かと思っております

日本では衆議院議員選挙、アメリカでは大統領選挙が行われ、日本の農業にどのように影響してくるのか想像もつかない状況ではありますが、我々は農地を守るという目標に向かって頑張るのみでございます。

本日は、案件の方は多くありませんが、協議事項では改選の話やフードドライブの食料品を社協に届けることにもなっておりますので、スムーズなご審議をよろしくお願いいたします。

◆事務局長

ありがとうございました。

これより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。2番加藤朋光委員、4番須田貴志委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数12名中10名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

- ◇議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
10番 森孝良委員、1番 佐々木純子委員の両名にお願いいたします。
- ◇議長 日程第2 会議書記を指名いたします。
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。
- ◇議長 日程第3 会期の決定の件を議題といたします。
会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。
- ◇議長 日程第4 諸般の報告
10月18日、齋藤憲三先生・山崎貞一先生を偲ぶ会があり、遠藤職務代理が出席しております。
鹿角市で開催された11月2日の秋田県農業委員会大会には、事務局職員を含め12名が出席しております。先ほども触れましたが、大会では「秋田県農業会議会長表彰」が行われ、当日は欠席されていますが、伊藤盛雄さんと須藤長之助さん、そして私が受賞しております。
一昨日の6日は、岩手県久慈市の農業委員会の委員11名が、研修ということでにかほ市を訪れまして、私と遠藤職務代理、事務局長で対応しております。研修では、にかほ市農業委員会の地域計画策定に向けた取り組みについて紹介し、意見交換をしております。
- ◇議長 日程第5 議案審議に入ります。
報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について を上程します。一括して事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案書3ページとなります。
報告第15号－1は、借受人が規模縮小するため、一部の農地を解約するものです。
報告第15号－2は、貸渡人が自作するため解約するものです。

◇議長

報告第 15 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないので、報告第 15 号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第 31 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書 4 ページからになります。8 月の総会でも同様の案件がありましたので、記憶に残っているかと思います。

これらの農地につきましては全て競売物件となっております。競売や公売により農地を取得するためには、買受適格証明書の交付を受けた者に限られていることから、今回の議案となったものです。また、当該買受適格証明書の交付を受けた者がその農地の買受人となり、後日、農地法第 3 条の許可申請書が提出された際に、証明書交付時と事情が異なっていると認められる場合を除き、許可してよろしいか併せて伺うものであります。また、案件として 4 件ありますが、それぞれについて証明を求められているものであります。

申請地は、横岡地区にある所有者が同一の農地で、一部を除き転作作物として「そば」が作付けされております。

議案書に記載されている「事件番号」をご覧いただければ気付くかと思いますが、申請地は令和 4 年に一度、競売の公告がされたものでありまして、当時も、今回の申請者が取得しようとしたが、競売の公告から農業委員会総会の議案とする申請締切日までの期間が短かったため、断念したものであります。

今回、当該地を処分するため、裁判所から申請者宛に特別売却の通知があり、今回の申請となったものです。申請者の経営状況は議案に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長

暫時休憩いたします。

(午前 9 時 44 分)

- ◇議長 再開いたします。 (午前 9 時 5 4 分)
- ◇議長 議案第 3 1 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ◇ 8 番 須田委員 競売の物件ということですが、入札の最低価格とありますが、売却の価格はどうなっていますでしょうか。また、証明書を出すにあたって、申請者の耕作面積などの要件はありますか。
- ◆事務局長 4 件それぞれに売却価額が設定されておりまして、筆数の多い 1 件が ■■■ 円強、残りの 3 件は ■■■ 円未満となっております。許可の基準となる要件としては、下限面積要件が令和 5 年度から廃止されておりますので面積の要件はありません。ただし、その他の要件である、全部効率利用要件や農作業従事要件などがありますので、そこで判断することになります。
- ◇議長 他にございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見等ないようであります。本来であれば、案件一つひとつに賛成の挙手を求めるところでありますが、全ての案件が競売物件であり、所有者及び申請者も同一ということでありますので、一括して採決いたします。
- 議案第 3 1 号について原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- ・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、原案どおり決定いたします。
- ◇議長 次に、議案第 3 2 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定の件について を上程します。事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案書は 6 ページとなります。
- 議案第 3 2 号は、報告第 1 5 号－ 1 と関連する案件でありまして、一部の農地は解約して、残りの農地について賃借料を変更して再設定するものです。受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、農地法第 3 条第 2 項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

◇議長

議案第 3 2 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第 3 2 号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第 3 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書 7 ページからとなります。市長より、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権設定の計画が合わせて 3 件でありまして、うち賃借権の新規が 2 件、再設定が 1 件で、利用権設定の総面積は 5,902㎡です。

以上の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を全て満たしていると考えます。

それでは説明いたします。始めに、議案第 3 3 号－1 を飛ばして、議案第 3 3 号－2 と 3 を説明いたします。

議案第 3 3 号－2 は、賃借権の新設であります。当該地は、前の耕作者の体調不良により返却され、ここ 2 年程、管理はされておりましたが作付けはされておりました。受人の自作する農地に隣接する農地であることから、権利の設定に至ったものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 3 3 号－3 は、賃借権の新設であります。令和 2 年まで権利を設定し受人が耕作しておりましたが、期間満了による更新を忘れていたため、改めて設定したものであり、実質再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

- ◇議長 議案第３３号－２と３の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようであれば、議案第３３号－２と３について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- ・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。
- ◇議長 議案戻りまして、議案第３３号－１は、９番 佐藤久美子委員と関連がありますので、農業委員会等に関する法律第３１条及びにかほ市農業委員会会議規則第１８条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。
- 〈９番 佐藤久美子委員 退席〉 （午前１０時０５分）
- ◇議長 議案第３３号－１について、事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案第３３号－１は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。
- ◇議長 議案第３３号－１の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないので、議案第３３号－１について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- ・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

9 番 佐藤久美子委員 の入室を許可します。

〈9 番 佐藤久美子委員 着席〉 (午前 1 0 時 0 7 分)

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございます。
ました。

(閉会 午前 1 0 時 0 8 分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和6年 月 日

議事録署名委員

総会議長	会長	印
------	----	---

委員	10番	印
----	-----	---

委員	1番	印
----	----	---